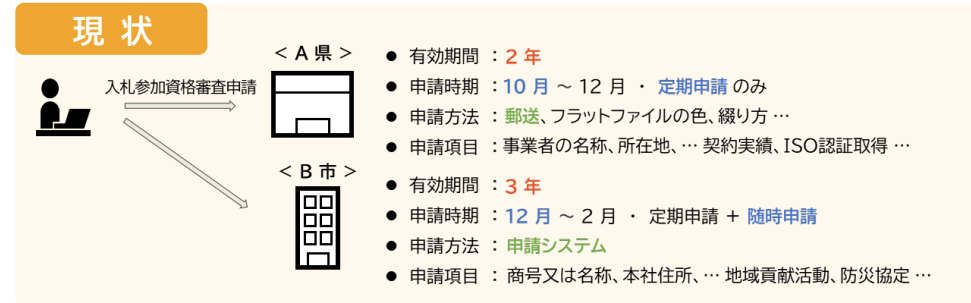


令和8年度 入札参加資格審査申請の 共通化・デジタル化に係る検討の方針について

入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組について

1 現状と課題

- 入札参加資格審査申請手続は、地方公共団体の財務規則等で規定
- ➔ 地方公共団体は、地域の実情に応じて入札・契約可能
一方で、申請項目等が団体ごとに異なり、デジタル化も十分でなく、地方公共団体・事業者の手続に係る事務負担が大きい



2 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会の開催・報告

(i) 令和5・6年度

- 令和6年3月に総務省及び地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」を立ち上げ、**物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化**について、検討
- 令和7年3月に**共通の申請項目・必要書類、共通の申請方法、共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性(全国単位の地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、申請を受け付けるようにすることを目指すべき)**について取りまとめ

(ii) 令和7年度

- 令和6年度の検討結果を踏まえ、物品・役務等の共通化・デジタル化と一体的検討が必要とされた**建設工事等の資格に係る申請手続の共通化・デジタル化**について検討するとともに、**共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性**について更なる検討に着手
- 令和8年3月に建設工事等の資格における申請手続の共通化の方向性及び共通システムの整備の方向性**(物品・役務等と建設工事等の全資格区分に対応する一体的なシステムとしての整備を目指すべき)**を取りまとめ

(検討会の構成(令和7年度))

メンバー

- ➔ 都道府県、市町村、広域連合、一部事務組合の計8団体(※)、総務省
※長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合、関西広域連合、一般財団法人 GovTech 東京

オブザーバー

- ➔ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府(規制改革推進室)、デジタル庁



地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第2次報告書(ポイント)

1 現状と課題、検討会における検討事項

- 入札参加資格審査申請手続は、地方公共団体の規則等で規定しており、地域の実情に応じて入札・契約を実施
 - ➡ その結果、申請項目等が団体ごとに異なり、デジタル化も十分でなく、地方公共団体・事業者双方の事務負担が増大
- 令和6年度において、物品・役務等の資格における入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化を検討し、第1次報告書を取りまとめ
 - ➡ 令和7年度においては、**建設工事及び測量・建設コンサルタント等(以下「建設工事等」という。)**の資格における共通化・デジタル化の検討を行うとともに、全国単位の**地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システム(以下「共通システム」という。)**の整備の方向性の更なる検討に着手

2 建設工事等の資格における共通化・デジタル化の検討

- 建設工事等の資格においては、**域内の中小事業者の受注機会の確保等**の観点から、多くの地方公共団体で、**所在地要件の設定**や経営状況等を踏まえた**等級区分による格付けが実施**されている。このため、入札参加資格審査申請手続の共通化に当たっては、**地域の実情を考慮した発注ができるよう配慮**が必要。

主な内容	物品・役務等	建築工事等	論点・検討結果
申請項目等 ※建設工事 (建設業許可、経営事項 審査、技術者情報 等)	不要	必要	建設業者は、建設業法に基づく 建設業許可 が必要。この他、経営状況を示す 経営事項審査の受審 や営業所ごとの 専任技術者の配置 など、 建設工事特有の取扱い あり。これらを確認するための申請項目等を的確に設定
申請項目(業種) ※建設工事	生産物分類を もとに設定	建設業許可 を もとに設定	統一的な解釈に基づく運用を確保する観点から、 建設業許可の29業種 に設定 (地方公共団体が独自の業種を追加することは不可)
申請種別 (変更申請等)	変更のみ	変更、再審査、 業種追加	格付けの再審査や業種追加など、 格付けの実施を前提として申請種別を細分化 (※ 物品・役務等も同様に修正)
申請受付方式 (資格の有効期間)	3年	2年	経営事項審査情報(総合評定通知書)の有効期間(1年7月)を踏まえ、 有効期間を2年に統一 (※ 物品・役務等も3年から2年に修正)

3 共通システムの整備の方向性の更なる検討

- 物品・役務等と建設工事等の**全資格区分に対応する一体的なシステムとしての整備**を目指すべき。その際、**自治体・事業者双方の視点からの検討**が必要。
- 建設業許可や経営事項審査等の情報を管理するシステム整備が進んでいることを踏まえ、**他の情報システムとの情報連携による省力化**を図るべき。

4 今後の課題

- 全資格区分に対応する一体的なシステムとして整備することを目指し、**共通システムの詳細機能のあり方、整備・運用主体や経費負担、各団体の個別システムとの接続方法等について、さらに検討**する必要。また、システム整備に付随して、その利用を前提とした**共同受付・審査体制のあり方**についても合わせて検討する必要。
- 共通システムの実現に向け、地方公共団体・申請者の予見可能性を確保するため、**共通システム導入までの工程表**を作成。
- 共通システム整備に向けた検討に当たっては、**規模の差異がある全ての地方公共団体及び申請事業者の事務負担の軽減と利便性の向上**を図る観点から留意が必要。また、**共同受付・審査体制について、地方公共団体が共同して主体的に取り組むことができるよう、なるべく費用負担のかからない効率的な仕組みとすることに留意**が必要。これらの観点を踏まえ、**共通の申請項目等や申請受付方式、システム設計及びその運用のあり方**を一体的に検討し、誰もが利用しやすい仕組みの実現を目指す。

検討事項① 物品・役務等、建設工事等双方に共通する申請項目・必要書類等

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会第2次報告書(一部抜粋)

9. 今後の課題

具体的には、地方公共団体及び事業者の意見を聴取したうえで、以下の整理・検討を進めていくことが考えられる。

・ 申請項目等について、複数の資格区分に共通する情報は一度の申請・審査のみで処理することにより事務処理の効率化を図るため、第1次報告書及び本報告書で示したそれぞれの申請項目等を比較し、整理する必要がある。

(略)

また、本報告書で示した入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請受付方式については、上記の検討状況等を踏まえて、必要に応じて変更を行っていくものとする。



- 上記報告書の内容を踏まえ、令和8年度は、
 - ・ 物品・役務等と建設工事等双方に共通する申請項目・必要書類等を比較・整理し、全資格区分に対応する一体的なシステムを整備することを念頭に置いて申請項目等の追加・再整理等を行うとともに、
 - ・ システム詳細機能や業務フロー、共同受付・審査体制等の検討が一定進捗した段階で、申請項目等の再検討の可否を検討の上、必要であれば改めて申請項目等の検討を行う。

地方公共団体の実態を踏まえ、物品・役務等の新規申請・更新申請、変更申請及び取消届に係る共通の申請項目・必要書類等を設定

① 新規申請・更新申請

● 共通の申請項目等

(i) 共通申請項目等 (申請項目数 60 / 必要書類数 3)

※ 全地方公共団体共通の申請項目・必要書類

- ➔ 事業者を特定するための情報等を設定 (= 事業者特定情報)
(例) 本社住所、商号又は名称、登記事項証明書

(ii) 選択申請項目等 (申請項目数 347 / 必要書類数 35)

※ 地方公共団体が任意に選択して設ける共通の申請項目・必要書類

- ➔ 適正性審査・格付けのための情報等を設定
(例) 営業年数、製造・販売実績高、納税証明書、財務諸表

共通・選択申請項目等としないもの

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するもの
- ・ 事業者に申請を求めなくとも確認できるもの
- ・ 適正性の審査や格付けに資さないもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの 等

※ 各団体は、共通・選択のほか、必要に応じて独自申請項目等を設定可能

● 共通の営業品目(大分類・小分類)

- ※ 大分類は共通申請項目、小分類の品目は選択申請項目
- ※ 小分類は「生産物分類(2024年設定)」(総務省)を使用して作成

(i) 物品：大分類 32品目 / 小分類 177品目

(ii) 役務：大分類 17品目 / 小分類 144品目

- ・ 「営業品目の希望順位」(5位まで)を選択申請項目として設定
- ・ 小分類の品目ごとに
共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を設定

② 変更申請

● 共通の変更申請事由

- ・ 申請した共通・選択※・独自※申請項目に変更があった場合
※ 各団体が変更申請を求める場合

● 共通の変更申請項目等

- (i) 共通変更申請項目等 (事業者特定情報、共通項目の変更内容等)
(例) 申請日、本社住所、共通申請項目の変更内容、登記事項証明書

- (ii) 選択変更申請項目等 (選択項目の変更内容等)
(例) 選択申請項目の変更内容、納税証明書、財務諸表

③ 取消届

● 共通の取消届出事由

- ・ 合併・分割等で消滅、廃業、資格がなくなつた場合

● 共通の取消届出項目等

- ・ 共通取消届出項目等 (事業者特定情報、取消内容等)
(例) 届出日、本社住所、商号又は名称、取消事由、取消年月日

④ 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等

● 合併等に伴う共通の申請種別、申請事由

- ・ 新規申請、変更申請、取消届により申請
- ・ 合併、分割、事業譲渡、法人成り、個人成り、その他法人格の変動

● 共通の合併等申請項目等 (新規申請等の申請項目等に加えて申請)

- (i) 共通合併等申請項目等 (組織形態の変更等の内容)
(例) 組織形態の変更等の種類、事業者の構成、契約書の写し

- (ii) 選択合併等申請項目等 (適正性審査・格付けのための情報)
(例) 合併時自己資本額明細

- 建設工事等の新規申請・更新申請、変更申請、再審査申請、業種追加申請及び取消届に係る共通の申請項目・必要書類等を設定

① 新規申請・更新申請

● 共通の申請項目等

(i) 共通申請項目等

(申請項目数 建設工事 57 / 測量・建設コンサルタント等 55)

(必要書類数 建設工事 4 / 測量・建設コンサルタント等 3)

- ➔ 事業者を特定するための情報等を設定 (= 事業者特定情報)

(例) 本社住所、商号又は名称、建設業許可番号(建設工事の場合)、登記事項証明書

(ii) 選択申請項目等

(申請項目数 建設工事 293 / 測量・建設コンサルタント等 242)

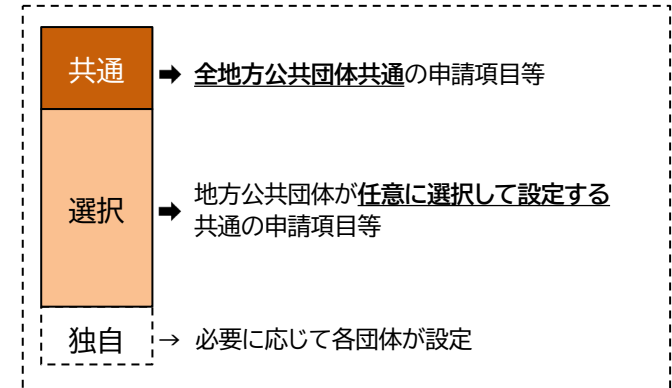
(必要書類数 建設工事 46 / 測量・建設コンサルタント等 48)

- ➔ 適正性審査・格付けのための情報等を設定

(例) 経営事項審査情報(建設工事の場合)、技術者情報、納税証明書

(iii) 独自申請項目等 ※ 共通・選択のほか、必要に応じて独自申請項目等を設定可能

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するもの
- ・ 事業者に申請を求めなくとも確認できるもの
- ・ 適正性の審査や格付けに資さないもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの 等



● 建設工事特有の申請項目等

- ・ 建設業許可に関する申請項目等
➔ 共通申請項目等
- ・ 経営事項審査に関する申請項目等
➔ 選択申請項目等

● 共通の業種

(i) 建設工事

- ➔ 建設業法に規定されている**29業種**を設定

(ii) 測量・建設コンサルタント等

(大分類:6業種、小分類38業種)

- ➔ 大分類として、生産物分類中に設定されている「**建築設計・同関連サービス**」、「**建設コンサルタントサービス**」、「**測量サービス**」、「**地質調査サービス**」、「**補償コンサルタントサービス**」に加え、「**不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続**」を設定
- ➔ 小分類として、「**建設コンサルタントサービス**」及び「**補償コンサルタントサービス**」については、国土交通省が定める登録規程の登録部門を設定、その他の小分類については、国等が設定している業種を参考に意見照会の上、設定

- ・ 建設工事の業種は共通申請項目
- ・ 測量・建設コンサルタント等の大分類は共通申請項目、小分類は選択申請項目
- ・ 建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに「業種の希望順位」(5位まで)を選択申請項目として設定

② 変更申請

● 共通の変更申請事由

- ・ 申請した共通・選択※・独自※申請項目に変更があった場合
※ 各団体が変更申請を求める場合

● 共通の変更申請項目等

(i) 共通変更申請項目等 (事業者特定情報)

(例) 申請日、本社住所、商号又は名称、共通申請項目の変更内容

(ii) 選択変更申請項目等 (選択項目の変更内容等)

(例) 選択申請項目の変更内容、納税証明書

④ 業種追加申請 ※受付は地方公共団体の任意

● 共通の業種追加申請事由

- ・ 資格の有効期間中に新たに業種の追加を希望する場合

● 共通の業種追加申請項目等

(i) 共通業種追加申請項目等 (事業者特定情報、業種追加に係る項目)

(例) 申請日、本社住所、本社住所、希望する業種

(ii) 選択業種追加申請項目等 (業種追加に係る選択項目)

(例) 経営事項審査情報(建設工事)、技術者情報

⑥ 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等

● 合併等に伴う共通の申請種別

- ・ 合併事由に応じて、新規申請、変更申請により申請※
※ 各団体の任意で、再審査申請及び業種追加申請を受け付けることも可

● 合併等に伴う共通の申請事由

- ・ 合併、分割、事業譲渡、法人成り、個人成り、その他法人格の変動

③ 再審査申請 ※受付は地方公共団体の任意

● 共通の再審査申請事由

- ・ 資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合又は
変更申請に付随して新たに等級の再審査が必要となる場合

● 共通の再審査申請項目等

(i) 共通再審査申請項目等 (事業者特定情報)

(例) 申請日、本社住所、商号又は名称

(ii) 選択再審査申請項目等 (再審査に係る選択項目の変更内容等)

(例) 経営事項審査情報(建設工事)、技術者情報

⑤ 取消届

● 共通の取消届出事由

- ・ 合併・分割等で消滅、廃業、資格が必要なくなった場合

● 共通の取消届出項目等

- ・ 共通取消届出項目等 (事業者特定情報、取消内容等)

(例) 届出日、本社住所、商号又は名称、取消事由、取消年月日

● 共通の合併等申請項目等

(この他、新規申請・変更申請等の申請項目等が必要)

(i) 共通合併等申請項目等 (組織形態の変更等の内容)

(例) 組織形態の変更等の種類、事業者の構成、契約書の写し

(ii) 選択合併等申請項目等 (適正性審査・格付けのための情報)

(例) 合併時自己資本額明細

検討事項② 共通システムの詳細機能・業務フロー

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会第2次報告書(一部抜粋)

9. 今後の課題

共通システムについては、全ての資格区分の申請を受け付ける一体的なシステムとしての整備を目指すとしたことから、今後、システムの詳細機能のあり方、整備・運用の主体や経費負担、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、さらに検討を進めるものとする。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討する必要がある。

(略)

具体的には、地方公共団体及び事業者の意見を聴取したうえで、以下の整理・検討を進めていくことが考えられる。

(略)

- ・申請受付方式について、特に有効期間の統一や審査期間について運用上の懸念が示されたことから、各地方公共団体の現行システムの状況や詳細な業務フローを把握した上で、共通システム導入後の業務フローを作成する必要がある。
- ・各地方公共団体の入札参加資格審査申請手続における受付・審査業務の実態を分析し、共同受付・審査体制を含めた、共通システム導入後の事務処理体制のあり方を検討する必要がある。
- ・上記の状況把握等を踏まえ、共通システムの機能実装パターンによる利便性や業務改善効果、システム整備コスト、整備期間等の比較・検討を行うこととし、システムイメージを具体化する必要がある。

- 上記報告書の内容を踏まえ、令和8年度は、

- ・ 現行システムの状況や詳細な業務フローを把握し、システム導入後の業務フローを作成
- ・ 共通システム詳細機能のあり方、経費負担、費用対効果の検討

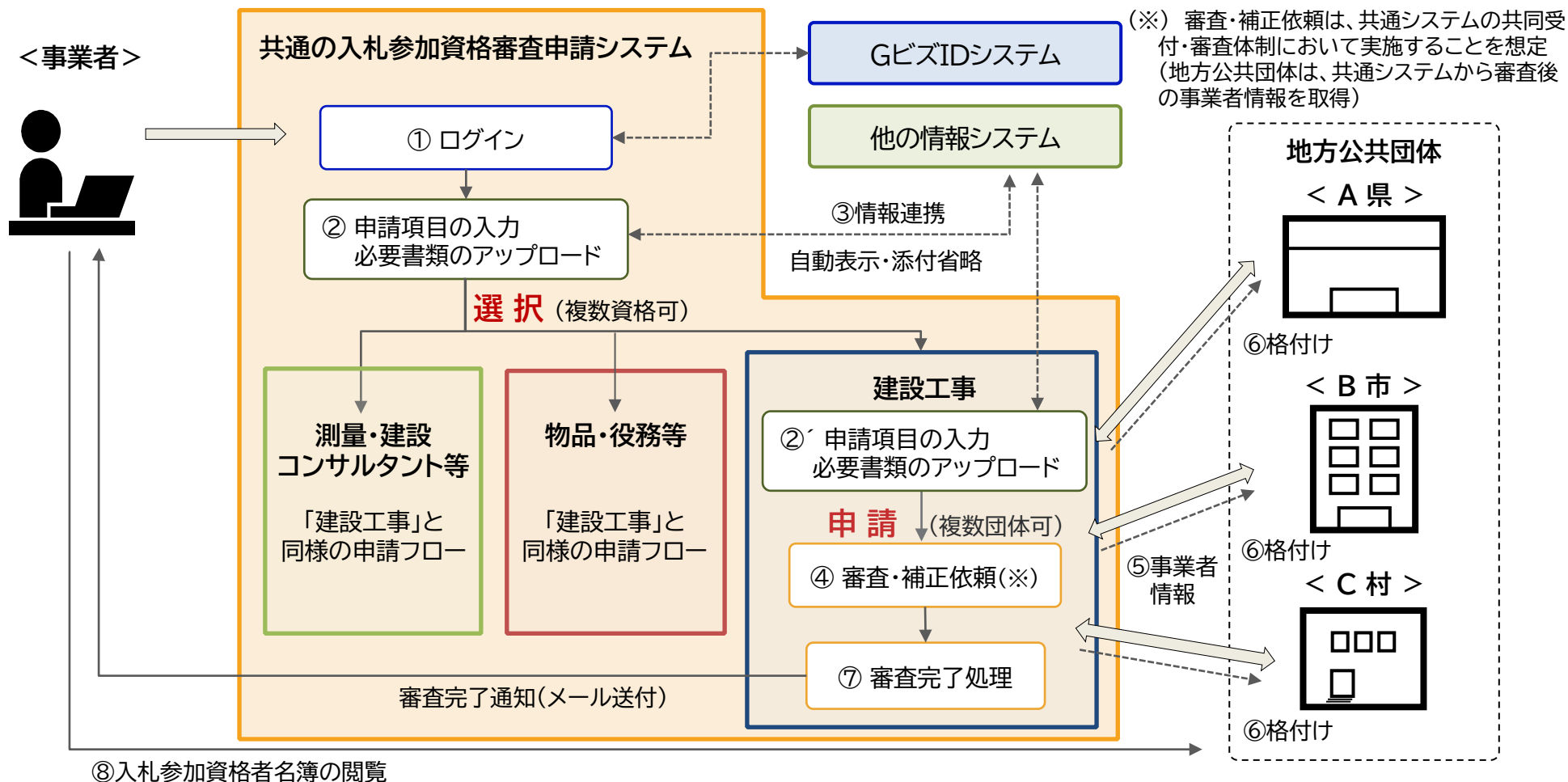
を行う。

なお、これらの検討にあたっては、システムに関する詳細な各種情報の整理を行うため、検討会とは別途実施している「地方公共団体の入札参加資格審査申請システムの整備に向けた調査研究事業」において素案を作成した上で検討会の議論を進めることとする。

(3) 建設工事等の共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

- 物品・役務等に加え、建設工事、測量・建設コンサルタント等の全ての資格区分の入札参加資格審査申請に対応する一体的な共通システムの整備を目指す
- 共通システム導入後の事務負担の軽減に加え、地方公共団体・事業者双方が利用しやすいシステムとなるよう、十分な検討が必要
- 建設業許可や経営事項審査等の情報を管理する情報システムの整備が進んでいることを踏まえ、共通システムと他の情報システムとの連携による入力フォームへの自動表示や添付書類の省略が可能となるよう検討

地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのイメージ



地方公共団体の入札参加資格審査申請システムの整備に向けた調査研究事業

1 概要

「地方公共団体の調達関連手続きの共通化・デジタル化に係る実務検討会」により示された、地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性に基づき、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について調査研究を行う。

■ 予算額(令和7年度補正予算):55,510千円

2 事業内容

現状把握・詳細分析

- 現状の地方公共団体の入札参加資格審査の業務フローを調査・把握
- 現状の地方公共団体の入札参加資格審査申請、事業者情報管理、契約管理、入札情報公開、電子入札、電子契約その他のシステムの構成を調査・把握

他の情報システム等との連携の検討

- 他システムからデータ連携等による取得が可能な情報の調査・把握

共通システム導入後の業務フローの作成

- 現状の業務フローを踏まえ、共通システム導入後の業務フロー図を作成

共通システムイメージの具体化

- 全国単位の共通システムの実現に向け、共通システムに設けるべき機能やデータ、帳票等の一覧を整理
- 全体最適となる共通システムイメージを具体化

- 利用者のニーズ、費用対効果、整備コスト、整備期間等から実現可能性を評価
- 利用者の利便性、地方自治体のBPR、人口規模等による違いを踏まえた検討

工程表の作成

- 共通システム導入までの工程表を作成。

(イメージ)

工程イメージ		作業期間イメージ							
分析・検討	工程表の作成	■							
	現行業務プロセスの分析	■	■	■	■				
運営体制等の調整	運営・審査体制の検討・調整		■	■	■				
	費用負担の検討・調整		■	■	■				
設計・開発	要件定義			■	■				
	設計・開発・テスト				■	■	■	■	
	移行・導入								■

検討事項③ 共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方・整備運用主体

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会第2次報告書(一部抜粋)

9. 今後の課題

共通システムについては、全ての資格区分の申請を受け付ける一体的なシステムとしての整備を目指すとしたことから、今後、システムの詳細機能のあり方、整備・運用の主体や経費負担、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、さらに検討を進めるものとする。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討する必要がある。

(略)

また、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の取組は、地方公共団体の事務負担の軽減につながるものであり、その実効性を確保するためには、共通システムの整備に付随して、その利用を前提とした運用のあり方や受付・審査体制について検討することが不可欠である。

(略)

・各地方公共団体の入札参加資格審査申請手続における受付・審査業務の実態を分析し、共同受付・審査体制を含めた、共通システム導入後の事務処理体制のあり方を検討する必要がある。

(略)

この受付・審査事務は、申請情報の確認等の事実行為が大半であり、職員以外による対応も可能な事務であることから、共通システムの運用においては、外部委託を含めた共同受付・審査体制のあり方を広く検討していく必要がある。

その際、地方公共団体が共同して主体的に取り組むことができる仕組みとすることが望ましいと考えられる。このため、全ての地方公共団体において事務負担の軽減を図りつつ、スケールメリットを活かしてなるべく費用負担のかからない効率的な仕組みとするよう留意する必要がある。

● 上記報告書の内容を踏まえ、令和8年度は、

- ・ 共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方と共通システムの整備・運用主体の検討を行う。

検討にあたっては、地方公共団体の事務負担の軽減と、なるべく費用負担のかからない効率的な仕組みとすることに留意が必要。

なお、共同受付・審査体制、運用主体については、共通システム機能と業務フロー等について一定の進捗が得られた後に検討することが望ましいことから、当面は事務局内で検討を進める。

令和8年度地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会の検討方針(まとめ)

検討内容

- 検討会第2次報告書を踏まえ、以下の事項について検討を行うこととする。
 - ① 物品・役務等、建設工事等双方に共通する申請項目・必要書類等
 - ② 共通システムの詳細機能・業務フロー
 - ③ 共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方・整備運用主体

共通システム導入までの
工程表を作成

検討の進め方(案)

引き続き、「項目・申請方法等検討部会」、「システム検討部会」を開催する。検討に当たってはシステム・業務フローの詳細と実現可能性に関して調査研究事業の結果を踏まえて検討を行うとともに、地方公共団体の現場の実態を踏まえ利用しやすい仕組みを実現するため、全地方公共団体に意見照会を行いながら検討を進める。

項目・申請方法等部会

①(物品・役務等、建設工事等双方に共通する申請項目・必要書類等)の検討

共通システム・事務処理体制の検討の進捗に応じ、必要に応じて申請項目等の再検討

システム検討部会

②(共通システムの詳細機能・業務フロー)について、調査研究事業で作成する素案をもとに検討

③(共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方・整備運用主体)について検討

検討会での検討を経た素案について、全地方公共団体への意見照会を行い、照会結果を反映した案を作成

調査研究事業

共通システム詳細機能・共通システム導入後の業務フロー・工程表の素案を作成

※ 当面は事務局で検討を進める。

共通システム機能と業務フローの検討等の進捗を踏まえ、検討会で検討を行う。

全地方公共団体への意見照会

これらの検討結果を踏まえ、令和8年度中に報告書及び工程表のとりまとめを行う。

令和8年度の検討会スケジュール(イメージ)

※開催時期、開催回数については、現時点での見込み

	総会	項目・申請方法等 検討部会	システム検討部会	調査研究事業
R8.5月	○令和8年度第1回 今年度の検討方針			現状整理・素案作成に向けた検討
R8.6月		○令和8年度第1回 役務・工事の申請項目比較・整理等		○共通システム・導入後業務フロー 素案の作成
R8.7月			○令和8年度第1回 システム・フロー素案の検討 ↓ 全国意見照会	
R8.8月		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (必要に応じて実施) ○令和8年度第2回以降 申請項目等の再検討 </div>	○令和8年度第2回 システム・フロー意見照会の 結果の検討	
R8.9月			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (システム・フローの進捗に応じて実施) ○令和8年度第3回 共同受付・審査体制素案の検討 ↓ 全国意見照会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 検討会での検討結果に 応じたシステム・フロー 案の再整理 </div>
R8.10月			○令和8年度第4回 共同受付・審査体制意見照会の 結果の検討	
R8.11月				
R8.12月				
R9.1月				○検討会・意見照会結果を踏まえた 案の作成
R9.2月			○項目等・システム部会(合同開催) 報告書・工程表の案	
R9.3月	○令和8年度第2回 報告書・工程表の取りまとめ			